

障害福祉人材処遇改善

各サービス加算率決定

報酬改定検討チーム

厚生労働省は、10月の消費税率引き上げに伴い2019年度障害福祉サービス等報酬改定で創設される新加算「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の加算率を、改定検討チームでの議論を経て取り組み、改定検討チームごとに福祉サービス類型ごとに福祉配分方法は▼サービス	まとめた。
障害福祉人材の処遇改善については、政府の新しい経済政策パッケージで「介護人材と同様の処遇改善を行う」とされていた。	専門職員配置等加算などの取得状況を加味し加算率を2段階設定▼事業所内では一定ルールの下、柔軟に運用可能など
月1日から。	の仕組みは、介護職員等特定処遇改善加算と同じ。適用は10

障害福祉サービス等報酬新加算の加算率

福祉専門職員配置等加算等のあるサービス	新加算 I	新加算 II
居宅介護	7.4%	5.8%
重度訪問介護	4.5%	3.6%
同行援護	14.8%	11.5%
行動援護	6.9%	5.7%
療養介護	2.5%	2.3%
生活介護	1.4%	1.3%
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%
就労移行支援	2.0%	1.7%
就労継続支援A型	0.4%	0.4%
就労継続支援B型	2.0%	1.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%
児童発達支援	2.5%	2.2%
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%
福祉専門職員配置等加算等のないサービス	加算	
重度障害者等包括支援	1.5%	
施設入所支援	1.9%	
居宅訪問型児童発達支援	5.1%	
保育所等訪問支援	5.1%	

※算定非対象=就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)